## 質問に対する回答②

2024/7/23

滋賀県土木交通部道路整備課

工事名 : 令和6年度 第A706-5号 杉本余呉線補助道路整備工事

番号	質問事項	回答
1	質問回答に対する回答⑭番号1には、『・・・記入する表の外枠の横幅や高さ、・・・は変更しないでください。』と回答されております。また、質問に対する回答⑭番号1では『・・・、様式第8-1号~第8-4号の<参考資料>について、余白を狭めて、記入欄を拡げてもよろしいでしょうか。』の質問に対し、『質問に対する回答⑭番号1をご確認ください。』と回答されております。そこで、以下の内容について確認をお願いいたします。 ①行の高さ(求める視点に関する着目点、対策、効果等の記載欄)を変更すると、元の外枠の高さとズレが生じてしまいます。記入欄の外枠高さの指定寸法、または、「求める視点に関する着目点~【効果】」までに記載できる最大行数があれば、ご教示いただけないでしょうか。	記入欄の外枠高さの指定寸法や最大行数は指定しません。行の高さ(求める視点に関する着目点、対策、効果等の記載欄)を変更するときに生じる元の外枠の高さとのずれについては、禁止事項として扱いません。
2	②様式第8-1号~第8-4号の<参考資料>は 欄外の注意書きの下にスペースがありますが、 参考資料についても外枠の高さの変更は禁止 という認識でよろしいでしょうか(欄外の注意書 きは削除しない)。参考資料は評価対象外です が外枠の高さを変更した場合は、様式第8-1号 ~第8-4号の技術提案書そのものが評価対象 外などになるのでしょうか。	様式第8-1号<参考資料>~様式第8-4号< 参考資料>について、外枠の高さは変更しない でください。